

別表第4に次の2号を加える。

(6) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所

(7) 前各号に規定する施設に従事する者のための物品販売業の用に供する店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設（風俗営業等の用に供するものを除く。）

別表第5第1号中「第9号、第9号の2及び第10号の2」を「及び第9号から第10号の2まで」に改め、同表第2号中「並びに給水、給水及び給油のための施設」を「燃料補給施設、給水施設及び給水施設」に改め、同表第3号から第8号までを次のように改める。

(3) 漁船の修理施設、造船施設及びその附帯施設

(4) 魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設

(5) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設

(6) 製氷工場及び冷凍工場その他の水産加工工場並びにこれらの附帯施設

(7) 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設

(8) 漁業関係者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設

別表第5に次の3号を加える。

(9) 漁業会社、漁業組合その他知事が指定する団体及び業者の事務所

(10) 警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所

(11) 漁業関係者のための物品販売業の用に供する店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設（風俗営業等の用に供するものを除く。）

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（マリーナ港区の区域内に建設してはならない構築物）

次の各号に掲げる構築物以外のもの

(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第7号から第10号の2で掲げる港湾施設

(2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船等（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上架施設

(3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ施設、レクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設

(4) 海上保安官署、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所

(5) レクリエーション用船舶の利用者のための旅館、ホテル、店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設（風俗営業等の用に供するものを除く。）

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県砂防指定地管理条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第29号

熊本県砂防指定地管理条例

（趣旨）

第1条 この条例は、砂防法（明治30年法律第29号。以下「法」という。）及び砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）の規定に基づき、砂防指定地の管理について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「砂防指定地」とは、法第2条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。

2 この条例において「砂防設備」とは、法第1条に規定する砂防設備をいう。

（禁止行為）

第3条 何人も、砂防設備を損壊又は損傷する行為をしてはならない。

（制限行為の許可）

第4条 砂防指定地内において、次の各号のいずれかに該当する行為（以下「制限行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

(1) 施設又は工作物の新築、増築、改築又は除却

(2) 地表からの深さが2メートル以上の土地の掘さく、直高が2メートル以上の切土又は長さが3メートル以上ののり切

(3) 土石（砂を含む。）の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄

(4) 立竹木の伐採又は樹根の採取

2 知事は、前項の許可に、治水上砂防のため必要な範囲内で条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 行為をしようとする場所並びにその場所の地目及び面積

(3) 行為の目的及び内容

(4) 行為の期間

(5) 行為後の跡地の整理方法